

学校いじめ防止基本方針

大阪府立茨木工科高等学校

平成26年1月29日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「他者を尊重し、人間性豊かで勤労と責任を重んじる社会人の育成」を教育方針としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称・構成員

ア 「人権教育推進会議」

校長、教頭、首席、職員代表(2名)、各分掌(教務部、生活指導部、特別活動指導部、進路指導部、保健安全指導部)から1名、普通科教員から1名、各系(機械

系、電気系、環境化学システム系)から1名、各学年から担任1名

イ 「関係者会議」

校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部員、当該学年主任、当該クラス担任、当該クラブ顧問、教科担当者

ウ 「教育相談委員会」

教頭、保健主事、保健安全指導部から1名、生活指導部から1名、養護教諭、各学年から1名、当該系長、当該学年主任、当該クラス担任、(必要であれば)生徒指導主事

(2) 役割

ア	学校いじめ防止基本方針の策定	「人権教育推進会議」
イ	いじめの未然防止	「人権教育推進会議」
ウ	いじめの対応	「関係者会議」、「教育相談委員会」
エ	教職員の資質向上のための校内研修	「人権教育推進会議」
オ	年間計画の企画と実施	「人権教育推進会議」
カ	年間計画進捗のチェック	「人権教育推進会議」
キ	各取組の有効性の検証	「人権教育推進会議」
ク	学校いじめ防止基本方針の見直し	「人権教育推進会議」

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立茨木工科高等学校 いじめ防止年間計画（記載例）				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 高校生活支援カードによ って把握された生徒状況 の集約	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回 人権教育推進 会議（年間計画の確認、 問題行動調査結果を共 有） 「学校いじめ防止基本 方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじ め防止基本方針」の趣旨 説明
5月	遠足	遠足	遠足	
6月	保護者懇談 （家庭での様子の把握）	保護者懇談 （家庭での様子の把握）	保護者懇談 （家庭での様子の把握）	教職員間による公開授 業週間（わかる授業づく りの推進） アンケート回収箱の設 置
7月	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 インターンシップ（社会 性の育成）	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 インターンシップ（社会 性の育成）	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施	アンケート回収箱の設 置 第2人権教育推進会議 （進捗確認）
9月	個人面談	個人面談	個人面談	上半期のいじめ状況調 査
10月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第3回人権教育推進會 議（状況報告と取組みの 検証）
11月	文化祭	文化祭	文化祭	
12月	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 人権HR（いじめを考え る）	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 人権HR（いじめを考え る）	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 人権HR（いじめを考え る）	アンケート回収箱の設 置
1月				第4回委員会人権教育 推進会議（年間の取組み の検証）
2月				
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

人権教育推進会議は、（各学期の終わりに、など）年3回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

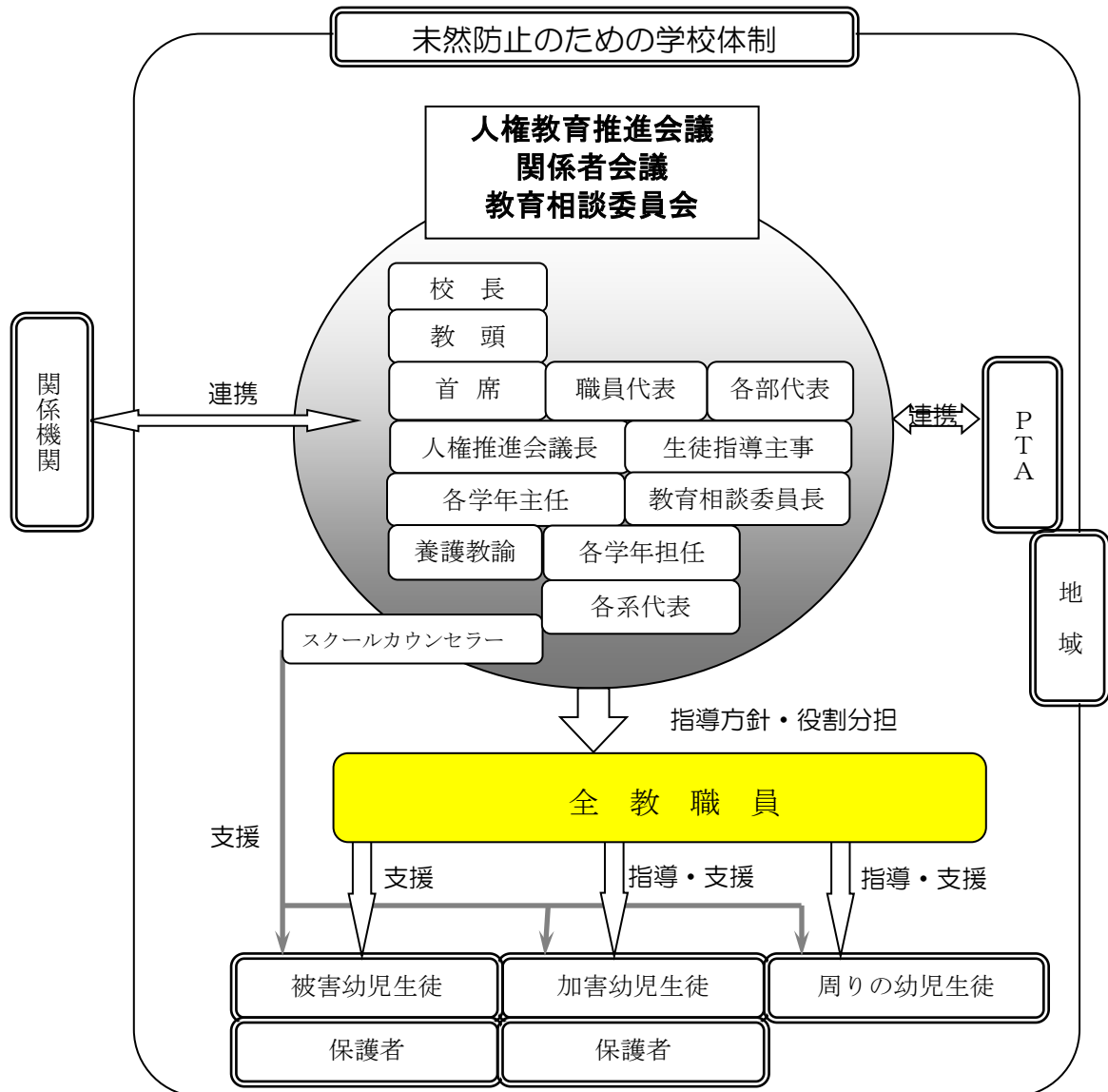
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、

特別活動の特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく必要がある。



2 いじめの防止のための措置

(1) 日ごろからいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめに関する職員研修を実施する。生徒に対しては、人権に関する映画視聴、HR等を実施する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、担任による懇談や日ごろの教科指導、特に実習科目での口頭試問等を活用して、生徒とのコミュニケーションを図り、いじめの兆候を見逃さないよう努める。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、人権 HR 等を通じて、どういうことがいじめに当たるのかを生徒に理解させる。分かりやすい授業づくりを進めるために、年 2 回の自主的な公開授業期間を設け、教員相互の授業力の向上に努める。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、体育祭や文化祭での役割を通じて、自己有用感を育てる。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、クラブ活動への加入を促し、学習だけではないバランスのよい人間形成を促す。また、実習科目等のものづくりを通して粘り強い精神力を養う。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、いじめに関する職員研修を行い認識を深める。

(4)文化祭、体育祭では全体の目標を掲げるだけでなく、生徒各々の役割で達成感・成就感を持てるよう担任が中心となって支援する。また、特別活動指導部主催のクラブ員、保健委員、生徒会、有志の生徒による校外清掃活動や、ものづくり技術を活用した製作物の寄贈等の地域貢献行動を通じて、自己有用感や自己肯定感を育む。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、年 1 回各クラス 2、3 名の教職員が担当するなどして、すべての教員でいじめに関する HR を実施する。

第 3 章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート「安全で安心な学校を過ごすために」を年 2 回実施する。定期的な教育相談としては、教育相談週間を設け配布物や放送等で周知する。また、担任や授業担当者は教科担当者会議等の機会も活用して連絡を密にし、生徒の小さな変化も見逃さないように努める。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、無断欠席をはじめとして、学校での様子に変化があれば適宜、保護者に連絡をする。担任による三者懇談の計画を保護者に示し、定期的に情報交換ができる体制を整えておく。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担

任、教科担当、クラブ顧問、教育相談係等、ケースに応じた複数の体制を整えておく。

- (4) 配布物、掲示物、放送、HRでの担任の呼びかけ等により、相談体制を広く周知する。教育相談係りの情報交換会、及び人権教育推進会議により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、管理職(教頭)に報告するなど慎重に行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や停学などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報技術基礎」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

本校では友達づくりが下手である生徒が少なくない。積極的に友達づくりをする意

識があるものの、暴力的な要素がある罰ゲームで殴り合いをすることで友人関係が深まるという誤った感覚を持っている生徒が散見される。加害者側は友達関係があるという、被害者側は友達関係を崩してはいけないという思い込みのもと、お互い認め合った行為と誤解してしまう。さらにコミュニケーション能力不足で相手の気持ちを窺ったり、相手に自分の気持ちを訴えたりすることができない場合がある。

このように、いじめの認識がないままいじめ行為をしている生徒が少なくなく、担任が中心となって、適切なアドバイスや場合によっては厳しい指導をする必要がある。